

災害時における住家の被害認定調査等 に関する協定

山形県

山形県土地家屋調査士会

災害時における住家の被害認定調査等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における住家の被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合において、認定調査を行う必要が生じた場合の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 市町村が実施する住家の被害認定調査業務の支援
- (2) 不動産の表示に関する登記、土地の筆界及び罹災証明書等に関する県民からの相談業務の支援
- (3) その他、特に必要な支援

（要請方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は市町村から支援の要請があった場合は、乙に対して、書面により要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに書面を乙に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、当該市町村に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後、速やかに書面により甲に報告するものとする。

4 甲は、第5条第3項の報告内容を当該市町村に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき乙が受託した業務に要した費用については、甲及び甲に支援を要請した市町村（以下「甲等」という。）が負担するものとする。

2 前項に規定する甲等が負担すべき経費の価格は、乙が提出する実績報告書等に基づき、甲が災害発生時直前の適正価格を提示し、甲及び乙が協議の上、決定する。

3 第3条第1項第2号のみの支援は、無償支援とする。

(労務保証)

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

(研修会への参加)

第8条 乙は、甲の開催する住家被害認定調査に関する知識、技術の取得を目的として開催する研修会に、乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、毎年4月に相手方に報告することとし、年度途中に変更があった場合は、速やかに相手方に報告する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月28日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村 美栄子

乙 山形市緑町一丁目4番35号
山形県土地家屋調査士会
会 長

菅原 淳